陳　情　文　書　表

（子ども若者はぐくみ局）

受理番号	２３８３	受理年月日	令和４年２月14日
件　　名	学童クラブ事業利用料金の負担軽減等		
要　　旨	昨年８月に提案された学童クラブ利用料金値上げについての条例は，11月５日に市会で議決された。しかし半数に近い議員の反対があり，また賛成した市政与党会派からも子育て分野への負担増については，慎重意見が数多くあったことは議事録にも明記されている。 京都市連協が昨秋に行った聞き取り調査では，60件近い意見が寄せられ，値上げ幅が高く，コロナ禍での子育て世代の負担を把握していないと思うなどの声が寄せられている。 一方，保護者アンケートでは，利用料金の値上げへの反対意見が出されるとともに，各学童クラブでの実践について，放課後の安心できる居場所などというように，厳しい環境の中でも奮闘している現場の職員の努力により，大きな期待が寄せられている。このようにかけがえのない存在である学童クラブを，必要な方が心配なく利用できるようにすることが京都市の役割である。 しかし，京都市は昨年来，行財政改革の名の下，保育・福祉に関わる予算を大きく削減する提案を行ってきた。その中で子育て部局のトップが受託収賄罪の疑いで逮捕されたとの報道は，大きな衝撃と怒りを持って受け止めた。 京都市連協は，これまでも学童クラブを利用する方々が安心して通える学童クラブづくりへの要望を行ってきたが，先般の新しい事態を踏まえ，学童クラブ利用料金の値上げ及び学童クラブ事業の質的向上について，４点の理由から後述の内容で陳情を行う。 第１は，子ども若者はぐくみ局長が，受託収賄罪の容疑で逮捕されたことである。学童クラブ事業を行う行政トップが，毎日の生活に苦労している保護者・市民に対し，大幅な負担増を求める一方で，自らは監督すべき保育事業者に対し，物品の収受を通して手心を加えるという行政に携わるものとしてあってはならない犯罪が疑われることで，保育行政への信頼は完全に失墜した。そのトップの下で提案された学童クラブ利用料金の値上げは，市民感情からして到底納得できるものではない。一旦白紙に戻すべきである。 第２は，保育所の利用料金の値上げの中止である。同じ子育て施策でありながら，一方では負担増を強行し，一方では新年度に必要な財源が確保できたとの理由で値上げを中止するというダブルスタンダードの対応は，京都市で子育てを行う世代への不安と不信を大きくしている。学童クラブの利用料金の値上げも保育所の利用料金同様，一旦白紙に戻すべきではないか。 第３は，京都市の財政収支の改善に関してである。２月８日の市長記者会見では新年度予算では200億円の改善が見込めるとの発表があった。だとすれば，子育て世代の批判が大きい学童クラブの利用料金の値上げで保護者負担増となる１億6,000万円分は十分補填できる規模であり，市政の優先順位からしても子育て世代への負担転嫁は最小限に抑えるべきである。 第４は，保護者の不安とちゅうちょである。今年１月４日から2022年度の学童クラブ事業登録児童の一斉募集が始まったが，４月からの利用料金体系について詳しく知らない保護者も多く，現場では利用料金の値上げを知らずに，新料金体系で利用する新１年生と軽減措置が実施される在籍児童の格差が生まれる，値上がりした新料金を知って継続をためらう保護者への対応に苦慮している。また今年に入り，マスコミでも子育て世代への大きな負担増になるとして，学童クラブ利用料金の問題が取り上げられている。こうした現状を踏まえるならば，目前に迫った2022年度の利用料金の値上げは，一旦止めるべきではないか。 繰返しになるが，京都市の役割は，学童クラブを必要としている方が，心配なく利用できるように条件整備をすることである。１万5,000人を超える利用希望者が，この春から気持ちよく学童クラブを利用し，子育てができる京都市となるために以下のことを願う。 １　学童クラブ利用料金値上げについて 基本要求は白紙に戻す(2021年度までの状態に戻す)ことであるが，既に条例が議決されていることから，以下を要望する。 （１）2022年度からの利用料金において，Ｄ１～２区分だけでなくＤ３以上の区分についても減免措置を広げ，負担感の少ない利用料金にすること。 （２）現在籍児童に対する減免措置の２年縛り(2022～2023年度のみ適用)をなくすこと。 （３）新一年生と在籍児童の利用料金の格差をなくすこと。 （４）2023年度に向けて，応益負担の考え方を少なくとも2021年度の応能負担制度へ戻すよう条例改正を行うこと。 ２　コロナ禍での学童クラブ事業の在り方について （１）職員体制と有資格者の配置について，国が示している参酌基準を，子ども子育て新制度発足時の従うべき基準へ戻すよう国に働き掛けること。 （２）支援の単位を分割する基準としての人数は，実登録者数でおおむね40名とすることとし，登録人数に出席率と平均退所率を乗じた人数で水増ししないこと。 （３）収容可能人数については，実際に学童クラブ事業に活用しているスペースを1.65平方メートルで割り，定員を算出すること。 （４）入所数を増やす場合は，児童館・学童保育所の増設・増床や，小学校内でのクラス設置を基本に対処すること。 （５）児童館での正規職員体制が非常に厳しくなっている。現定数（１児童館４名の正規職員）の確保はもちろん，クラス分割が必要な所はクラス担当として正規職員を増員すること。 （６）2021年度補正予算において厚生労働省から放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業の実施についてが通達されている。国10割負担のプログラムとなっているので，京都市においても２月度から実施するように措置すること。 ３　地域学童クラブの支援強化，放課後ほっと広場(ゆうゆうクラブ)の充実について （１）2021年度までの支援基準や実額を切り下げないこと。 （２）国のメニューも活用し，家賃補助，事務員の配置補助，ＩＴ化の支援，感染症対策などへの継続した支援を行うこと。 （３）ゆうゆうクラブについても利用料金の改定が決められているが，児童館学童クラブと同じように利用料金の値上げ幅を圧縮すること。 （４）計画的にゆうゆうクラブを児童館学童クラブ・学童保育所と同様の施設改修，開所時間の確保，支援員の処遇の確保などを行うこと。 ４　児童館・学童保育所運営を指定管理者制度ではなく，京都市の公的責任を明確にしたうえで，社会福祉法人等の非営利民間事業所への委託事業に転換すること。		
陳　情　者			
回付委員会	教育福祉委員会		